

契 約 説 明 書

入札順 1／3 午後

工事名	特環大崎処理区マンホールポンプ遠隔監視通報装置更新工事(大串地区)
工事場所	豊田郡大崎上島町大串
入札(予定)年月日	令和8年9月29日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
予定工期	着手 契約締結の日の翌日 完成 令和9年3月26日
特約事項	前金払 : 有 (4/10以内) 中間前金払 : 有 (2/10以内) 部分払 : 有 (9/10以内、支払限度回数1回)
最低制限価格	有
契約保証金	要
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

入 札 条 件

1 入札保証金

大崎上島町財務規則第98条第2項の規定により、免除する。

2 契約保証金

- (1) 請負人は、契約の締結と同時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(オ)の場合においては、履行保証保険締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。
 - (ア) 契約保証金の納付
 - (イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (ウ) 契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (エ) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (オ) 契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額及び保証の額は、請負代金額の10分の1とする。
- (3) 契約保証金及び契約保証金の納付に代えて提供された担保は、契約履行完了後に還付する。なお、契約保証金については、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約の相手方から入札(契約)保証金還付請求書の提出を受けてこれと引換えに還付するものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付さない。

3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合又は共同企業体を結成している場合は2名まで入室を可とする。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 提出された入札書及び工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

5 工事費内訳書について

- (1) この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際

に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。

工事費内訳書の提出方法等については、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載し、入札書を提出する際に提出すること。

- (ア) 提出者の商号又は名称及び代表者名
- (イ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び場所
- (2) 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、その者が行った入札を無効とする。
 - (ア) 記名押印がない場合
 - (イ) 工事名に誤りがある場合
 - (ウ) 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合
 - (エ) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
- (4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。
- (5) 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。
- (6) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

6 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、くじ引きを拒否することはできない。

7 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 工事名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。
- (6) 契約担当職員が定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 工事費内訳書の提出がないとき。

8 再度入札

再度入札は、行わない。

9 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札時までいつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

10 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

11 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年度法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「**対象建設工事**」（下記《**対象建設工事の定義**》参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から**4日以内**に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設

資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（１品目以上）

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築に係る床面積をいう。

12 現場代理人届並びに工程表の届出

現場代理人届並びに工程表については、契約締結後14日以内に届け出ること。

13 建設業退職金共済制度について

受注者は、工事に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合も含む。）は、購入状況を工事完成時までに発注者に書面で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。
- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

15 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

(1) 提出方法

書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。

(2) 提出期限

原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

令和 8 年 度

特環大崎処理区

マンホールポンプ遠隔監視通報装置更新工事（大串地区）

特 記 仕 様 書

大崎浄化センター（MP）

大 崎 上 島 町

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画概要	1
第2節 計画主項目	2
第3節 一般事項	4
第2章 細 則	11
第1節 共通事項	11
第3章 特記事項	13
第1条 電気設備工事	13
第1節 概 要	13
第2節 工事範囲	14
第3節 機器設備	14

第 1 章 総 則

本仕様書は、大崎上島町（以下「発注者」という。）が発注する特定環境保全公共下水道事業（改築工事）に適用する。

第 1 節 計画概要

1. 一般概要

本施設は、大崎上島町の生活排水（し尿及び雑排水の生活系排水）を管渠にて集水し、これを送水する施設の経年劣化による機能低下を回復するとともに、現在の一般的整備水準に機能変更を行うことにより、送水性能の安定・向上を図るものである。

2. 工事名

特環大崎処理区 マンホールポンプ遠隔監視通報装置更新工事（大串地区）

3. 施設規模

計画人口	3,140 人
計画汚水量	1,300 m ³ /日（日最大汚水量）

4. 対象個所

- (1) 大串污水調整池
- (2) マンホールポンプ場（大串地区）

5. 建設場所

広島県豊田郡大崎上島町大串

6. 工 期

契約締結日の翌日（土日祝日を除く）から令和 9 年 3 月 26 日までとする。

なお、この工期には雨天・休日等を見込んでいる。（休日等には、土・日曜日、祝日、年末年始休暇を含む。）

第2節 計画主項目

1. 計画汚水量 1,300 m³/日（日最大汚水量）

2. 処理方式

水処理方式 オキシデーションディッチ法＋砂ろ過法

汚泥処理方式 濃縮→脱水→搬出

3. 計画水質	流入水質	BOD	220 mg/L
		COD	100 mg/L
		S S	170 mg/L
		T-N	40 mg/L
		T-P	5 mg/L
	放流水質	BOD	15 mg/L 以下
		S S	20 mg/L 以下
		COD	20 mg/L 以下
		S S	20 mg/L 以下
		T-N	20 mg/L 以下
		T-P	2 mg/L 以下

4. 公害防止基準

- (1) 騒音基準値 環境の保全と創造に関する条例に準ずる。
- (2) 振動基準値 環境の保全と創造に関する条例に準ずる。
- (3) 悪臭基準値 環境の保全と創造に関する条例に準ずる。

5. 施設の概要

本施設は、汚水を処理及び送水する公共下水道施設であり、当該仕様書に示された計画内容等について十分把握するものとする。

6. 立地条件

(1) 地形・土質等

建設地の位置・地形・地質等は調査の上、計画及び実施するものとする。

(2) 敷地周辺設備

- 1) 電 気 監督員と協議の上、決定とする。
- 2) 電 話 監督員と協議の上、決定とする。
- 3) 水 道 監督員と協議の上、決定とする。

第3節 一般事項

1. 特記仕様書の適用

本工事は受注契約書、及び第2章第1節2項の準拠規格の他、この特記仕様書により施工しなければならない。

2. 提出書類

受注者は、次の書類を提出しなければならない。

(提出図書の部数は監督員の指示に従うこと。)

	書 類 名	提 出 期 日	備 考
契約締結時 (受注時)の 書 類	工事着手届 工事受注契約書 契約保証金 工事施工計画書及び下請負人等通知書 (当初・変更) 主任技術者等経歴書 工程表 (バーチャート式)	契約時 契約後 7 日以内 契約締結時 〃 契約締結後速やかに 契約後 7 日以内	
工事中・ 検査時の 書 類	施工計画書 (当初・変更) 工事カルテ (当初・変更・完成時) 建設業退職金共済制度掛金収納書 施工体制台帳・施工体系図 工事承諾願 (機器・使用材料・施工図等) 検査試験成績書 特定建設作業の届出 その他、官公庁への手続き 段階確認書 立会願及び立会確認書 休日作業届 週別・月別の計画工程表 工事進捗状況報告書 (月毎) 工事打合せ簿 工事日報 品質管理関係図書 出来形総括表・成果表 出来形図 工事完成図書 工事写真集 安全訓練等報告書 再生資源利用促進計画書 産業廃棄物管理票計量伝票 産業廃棄物管理票交付状況総括表 建設リサイクル法の完了報告	契約締結後 30 日以内 契約後 10 日以内登録 契約締結後 1 ヶ月以内 下請負契約後速やかに 制作・工事施工前に 検査・搬入前に 工事着手までに 〃 検査希望日の前日まで 〃 作業予定の前日まで 週末・工事進捗状況報告書に添付 毎月 5 日までに その都度 〃 竣工検査前 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 再資源化等の完了時	

	交通誘導員の集計表 発生土等の集計表・伝票・受入証明 建退共証紙受払簿・個人配布記録 完成届兼引渡書 請求書	竣工検査前 〃 〃 工事完成日まで 〃	
その他	事故発生報告書 指示書 請求される図書	速やかに 監督員から受注者へ その都度	

3. 施工承諾申請図書

受注者は、発注図書にもとづき工事をすすめるものとする。なお、工事施工に際しては、事前に承諾申請図書により監督員の承諾を得てから着工するものとする。

尚、発注図書に疑義あるときは、発注者と打合せ確認後、承諾図作成のこと。

図書は、つぎの内容のものを提出すること。

(1) 施工図

〔 電気等の各工事の施工及び製作に必要な図面 〕

(2) 施工計画書

〔 工事概要, 現場組織, 工程, 仮設計画, 各種調査, 施工方法, 安全管理, その他 〕

(3) 検査要領書

(4) 計算書、検討書、耐震計算書

(5) その他必要な図書及び提出部数は監督員の指示に従うこと。

4. 技術管理担当者等

(1) 受注者は本工事に対する主任技術者、及び現場代理人を定め、その氏名・連絡先等を書面により発注者に通知しなければならない。

(2) 主任技術者（管理技術者）及び現場代理人は兼ねる事ができる。

5. 技術管理

主任技術者は、次に掲げる技術管理を実施しなければならない。

但し、工事の進捗に伴い、必要な事項が生じた場合には次の各号に追加する事がある。

- (1) 品質管理
- (2) 写真・展開図による出来形管理
- (3) 工程表による工程管理

6. 品質管理

主任技術者は、それぞれ基準に定めるところにより測定又は試験を行い、管理図又は結果表を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. 測定・試験値による措置

主任技術者は、前条の管理図又は結果表の測定又は試験値が著しく偏重している場合、又はバラツキが大きい場合、若しくは所定の範囲に適合しない場合には、その原因を究明・解析し、施工計画の見直し等の措置を講ずると共に、その結果を監督員に報告し、工事の手直し、補強等の必要がある場合には監督員の指示に従わなければならない。

8. 出来形管理

主任技術者は、工事の施工の順序に従い、工事写真及び出来形確認図を作成し、監督員に提出しなければならない。

9. 工事写真

前項の工事写真は、原則としてサービス版以上とし、工事着手前・工事中（品質管理写真を含む）及び完成の状況を撮影し、完成時に他の提出書類と同時に提出する。

提出部数は1部とし、ネガ又は電子データと共に提出のこと。

10. 施工後明視出来ない箇所の測定・撮影

水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視する事ができない工事の施工箇所等については、主任技術者は原則として監督員の立会いを求め、測定及び工事写真の撮影を行うものとする。

11. 工程管理

- (1) 主任技術者は、バーチャート式又はネットワーク式その他による実施工程表を作成し、監督員に提出すると共に、工程の完全な遂行を図らねばならない。
なお、実施工程に変更が生じた場合には、変更実施工程表を提出しなければならない。
- (2) 災害その他の事情により工事が遅延した時は、主任技術者は直ちにその理由・原因を監督員に報告し、工程計画の修正を行うと共に、進捗度の回復に努めなければならない。
- (3) 主任技術者は、工事工程表・工事日誌・材料受払書・工事写真・点検簿・材料検査表・性能テスト表等を備えて、毎日記載すると共に、監督員が必要と認めた時は遅滞なく提出又は閲覧に供さなければならない。
- (4) 受注者は工事完了後、出来形による竣工図を提出しなければならない。

12. 安全管理等

- (1) 受注者は、工事現場に工事名、工期、事業主体及び工事施工者の住所・氏名等の標示板を建てなければならない。（工事に係る所定の標示板が定められている場合はその基準による。）
- (2) 受注者は、当該工事において工種及び規模による関係法令等に基づいた所定の安全管理に関する手続きをし、工事用資材等の輸送、工事箇所及び周辺部に対する安全計画又は防災計画を立てて、監督員に提出し、該当箇所については適切な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、隣接して、又は同一場所において別途工事と競合する場合は、相互に協議して紛争を起こさない様措置しなければならない。
- (4) 受注者は、既設工作物等に支障をおよぼさない様、必要な保護又は安全策を講じなければならない。
もし、既設工作物等に損傷を与えるか、又は止むを得ず除去する等の必要が生じた場合は、監督員に報告のうえ承諾を受けて適切な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は工事箇所への一般人及び労務者の出入監視、風紀衛生の取締り、並びに火災、盗難その他の事故防止について責任をもって充分管理しなければならない。

13. 指示・承諾

- (1) 受注者は、施工上明確でない箇所又は疑義が生じた場合、監督員の指示に従わなければならない。
- (2) 機器・材料及び構造等に変更の指示があった場合、又は変更しなければならない場合は監督員と協議し承諾を受けて施工しなければならない。

14. 受注者の負担

受注者は、当該施設の目的・機能・性能上欠く事のできない全ての費用、保安・防災等関係法令により必要な諸手続きの費用、各種試験、検査の費用、工事施工に伴う関係監督官庁等の手続きの費用、軽易な障害で受注者の責めに帰すべきものの賠償等に要する費用、工事完了に伴う各施設の出来形と竣工図の作成費用等の工事施工に必要な全ての費用を負担するものとする。

また、本工事の施工に当り、特許・意匠等の実施権行使については、受注者が一切の責任を負うものとする。

15. 官公庁の手続き

受注者は、工事施工に当たって関係監督官庁等と十分協調し、必要な諸手続きを監督員の確認の上手続きし、工事の円満な進捗を図らねばならない。なお、関係監督官庁から指示等があった場合は、遅滞なく監督員に報告し、指示を受け措置しなければならない。

16. 設計変更

受注者は、本工事の内容に変更を生じた場合、又は監督員から変更の指示があった場合は、これに従わなければならない。

17. 工事の中止

受注者が発注者の指示に従わない場合、又は不正な行為のあった場合は、当該工事を中止させる事がある。

18. 不用材料処分

受注者は、工事が終了した時は速やかに不用材料の処分及び仮設備等を撤去し、監督員の指示に従わなければならない。

19. 撤去処分

受注者は、工事期間中に発生する廃機材について、関係法令に基づき適切に処分を行うこと。ステンレスくず・鉄くず及び廃プラスチック類の処理については、事前に搬出先・処理方法を監督員と協議のうえ決定するものとする。また、処分を証明できる書類の整理を必ず行うこと。

20. 工事期間中の施設管理

工事期間中は、管理者にて施設管理を行うが、施工時には監督員、管理者の指示に基づき、受注者の責任において、下記の項目について、実施すること。

- (1) 安定した送水が継続して得られるよう、施設の管理を行う。

21. 監督員による段階確認

- (1) 段階確認の工種については、別途監督員と協議を行うこと。
- (2) 受注者は、種別ごとの確認時期を監督員に報告しなければならない。また、監督員より、確認時期に基づいて、段階確認の実施について連絡があった場合には、速やかに段階確認を受けなければならない。

22. 排出ガス対策建設機械の使用について

本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなす。

ただし、受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

なお、使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、完成書類として提出するものとする。

23. 引き渡し

受注者は、完成検査等（性能試験が必要なものについては所定の試験合格確認後）で検査合格確認後速やかに発注者に対し引き渡すものとする。

24. 完成図書

受注者は、工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出する。

- (1) 金文字製本（竣工図、取扱説明書等） 2 部

なお、機器等の調整が必要なものは、必要により調整後に説明書を再整備するものとする。

- (2) 検査報告書 2 部

- (3) そ の 他

○ 承諾図、工事日誌、工事写真、官公庁届出書類、各種試験成績表、および保証書、施工計画書、議事録および指示書、材料検査簿、出来高工程管理等尚、上記図書類の提出形態等は監督員の指示によるものとする。

第2章 細 則

第1節 共通事項

1. 設計図書の優先順位

- (1) 現場説明書（質疑応答書を含む）
- (2) 特記仕様書
- (3) 実施設計図
- (4) 標 準 図

2. 準拠規格

受注者は施工に際して材料・工法等を選定する場合、次の法令仕様及び規格等の最新版に準拠しなければならない。

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説【日本下水道協会】
- (2) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説【日本下水道協会】
- (3) 下水道施設の耐震対策指針と解説【日本下水道協会】
- (4) 下水道土木工事必携（案）【日本下水道協会】
- (5) 下水道維持管理指針【日本下水道協会】
- (6) 日本下水道協会規格（SWAS）【日本下水道協会】
- (7) 公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備工事編）【国土交通省】
- (8) 公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備工事編）【国土交通省】
- (9) 公共建築設備工事標準図（電気設備、機械設備工事編）【国土交通省】
- (10) 建築設備耐震設計・施工指針【日本建築センター】
- (11) 内線規程、配電規定【日本電気協会】
- (12) 日本産業企画【JIS】
- (13) 日本電機工業会標準規格【JEM】
- (14) 電気規格調査会標準規格【JEC】
- (15) 防災用自家発電装置技術基準【日本内燃力発電設備協会】
- (16) 消防法【総務省】
- (17) その他協会等の指針及び技術関係資料

3. 資材置場、仮設現場事務所等

受注者は資材置場、仮設現場事務所等を必要とする時、建設敷地内であれば監督員の指示により設置するものとし、敷地外の場合は監督員の承諾を受け受注者の責任において設置するものとする。

なお、資材置場、仮設現場事務所内での保安等は充分配慮して設置するものとする。

4. 各工事との調整

本工事の各工事が関連する場合には、監督員の指示に従い、工事進捗に支障のないように調整を密に行い、相互に協力して施工しなければならない。

また、別途発注工事と現場及び工期が重なる場合についても、上記同様の調整を密に行うこと。

5. 検査及び試験

(1) 立会検査

機器・材料等の検査及び試験は、監督員立会の上実施するものとする。

但し、監督員が特に認めた場合は、受注者が提出する検査、又は、試験成績表に代える事が出来る。

(2) 検査及び試験方法

検査及び試験は、予め監督員の承認を受けた検査（試験）要領書に基づき実施するものとする。

(3) 検査及び試験の省略

公的、又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器・材料については、検査及び試験を省略する事ができる。

6. 保 証

(1) 保証期間

本施設の保証期間は、正式引き渡しの日より2年間とする。

但し、監督員と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

保証期間中に生じた設計、施工、材質及び構造上の欠陥による全ての破損並びに故障等は受注者の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行わなければならない。

但し、監督員の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

第3章 特記事項

第1条 電気設備工事

第1節 概要

1. 工事内容

本設備工事は、改修工事に伴う機器の撤去及び更新機器の新設等、及びそれらにより生ずる手直しまでの一切を行うもので、その概要は下記の通りである。

(1) 監視制御設備

2. 施工業者

本工事は現状の施設の機能全てを維持しながら施工を行うため、各種機器や制御盤類の動作状況の把握を確実に行う必要がある。よって、施設に対する専門知識を有し、施設の運転操作に精通した業者において施工を行うこと。

第2節 工事範囲

1. 監視制御設備

本工事は、既設監視制御設備関係の改築工事を行うもので、内容は下記の通りである。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 遠方監視装置(汚水調整池) | 1 式 |
| (2) 遠方監視装置(MP) | 16 式 |

第3節 機器設備

本設備の主要機器は、下記仕様の製品とする。(次ページ以降)

第 1 項 遠方監視装置(汚水調整池)

(1) 使用目的：本装置は、動力制御盤内に設置し、汚水調整池のWeb監視、メール通報を行うものである。

(2) 形 式：クラウド形

(3) 数 量：1式

(4) 仕 様：	1) 通信方法	LTEパケット通信回線
	2) デジタル入力	44点以上
	3) アナログ入力	3点
	4) パルス入力	1点
	5) 運転時間積算	8点
	6) 運転回数積算	8点
	7) 電源	100V

(5) 構 成：	1) 監視端末	1台
	2) LTE用アンテナ	1式
	3) 無停電電源装置	1台
	4) その他必要なもの	1式

(6) 通報監視： 1) 通報
汚水調整池場において異常が発生した場合、下記のとおり警報の通報を行うものとする。

① 通報

異常発生時には警報を一斉メールで通報する。警報情報の確認が行われない場合は再送信を行い、確認後に再送信を停止する。

また警報項目に応じ、3段階に分けて通報先の設定を変更できること。

② 受信

警報の受信は携帯電話又はインターネット接続パソコンにて行う。

③ 異常通報項目(参考)

- ・ 機器:故障、漏電、過負荷、温度異常、浸水等
- ・ 計装:故障、水位異常等
- ・ その他:停電等

2) 監視

① Web監視機能

インターネット接続パソコン、多機能携帯電話(スマートフォン)を利用して、

運転状況、水位等のトレンド、警報発生状況、汚水調整池位置の地図及び警報発生個所の確認を行う。

また既設の遠方監視装置と同じIDおよびパスワードを用い、既設のシステム画面の地図上に、各施設の配置及び現在発生している警報を表示・監視できること。

② 定期通信機能

遠方通報装置とデータセンター間で定期的に通信確認を行い通信異常が発生した場合には、通知を行う。

③ 監視項目

- ・ 機器:運転(停止)、開(閉)、運転回数、運転時間
- ・ 計装:水位、流量

④ 管理項目

- ・ 帳票

運転回数・時間の日報、月報、年報

- ・ 履歴

運転履歴(機器運転)

計装履歴(トレンドグラフ)

警報履歴

- (7) 特記事項:
- 1) 震災や津波等の自然災害に備え、データセンターは物理的に離れた2拠点以上とする。またデータセンターは、セキュリティ・地震・火災・停電・雷等への対策を十分に施すこと。
 - 2) 管理項目の帳票及び運転、警報履歴については、エクセル形式で出力でき、データはダウンロードできるものとする。
 - 3) 異常通報項目は監督員と協議の上決定のこと。
 - 4) 装置の据付、既設遠方監視装置の撤去処分及び動作確認を行う。
 - 5) 既設の遠方監視装置にて一元管理を行うこと。
既設遠方監視装置:神鋼環境メンテナンス㈱

第 2 項 遠方監視装置(MP)

(1) 使用目的：本装置は、マンホールポンプ制御盤内に設置し、マンホールポンプ場のWeb監視、メール通報を行うものである。

(2) 形 式：クラウド形

(3) 数 量：16式

(4) 仕 様：	1) 通信方法	LTEパケット通信回線
	2) デジタル入力	10点以上
	3) アナログ入力	1点
	4) 運転時間積算	2点
	5) 運転回数積算	2点
	6) 電源	100V

(5) 構 成：	1) 監視端末	1台
	2) LTE用アンテナ	1式
	3) その他必要なもの	1式

(6) 通報監視：1) 通報
マンホールポンプ場において異常が発生した場合、下記のとおり警報の通報を行うものとする。

① 通報

異常発生時には警報を一斉メールで通報する。警報情報の確認が行われない場合は再送信を行い、確認後に再送信を停止する。

また警報項目に応じ、3段階に分けて通報先の設定を変更できること。

② 受信

警報の受信は携帯電話又はインターネット接続パソコンにて行う。

③ 異常通報項目(参考)

- ・ ポンプ:漏電、過負荷等
- ・ 水位計:故障、水位異常等
- ・ その他:停電等

2) 監視

① Web監視機能

インターネット接続パソコン、多機能携帯電話(スマートフォン)を利用して、運転状況、水位等のトレンド、警報発生状況、マンホールポンプ場位置の地図及び警報発生個所の確認を行う。

また既設の遠方監視装置と同じIDおよびパスワードを用い、既設のシステム画面の地図上に、各施設の配置及び現在発生している警報を表示・監視できること。

② 定期通信機能

遠方通報装置とデータセンター間で定期的に通信確認を行い通信異常が発生した場合には、通知を行う。

③ 監視項目

- ・ ポンプ:運転(停止)、運転回数、運転時間
- ・ 水位計:水位

④ 管理項目

- ・ 帳票

運転回数・時間の日報、月報、年報

- ・ 履歴

運転履歴(ポンプ運転)

水位履歴(トレンドグラフ)

警報履歴

- (7) 特記事項:
- 1) 震災や津波等の自然災害に備え、データセンターは物理的に離れた2拠点以上とする。またデータセンターは、セキュリティ・地震・火災・停電・雷等への対策を十分に施すこと。
 - 2) 管理項目の帳票及び運転、警報履歴については、エクセル形式で出力でき、データはダウンロードできるものとする。
 - 3) 異常通報項目は監督員と協議の上決定のこと。
 - 4) 停電通報用電池内蔵とすること。
 - 5) 装置の据付、既設非常通報装置の撤去処分、通報監視接点の取出、盤内配線及び動作確認を行う。
 - 6) 既設の遠方監視装置にて一元管理を行うこと。
既設遠方監視装置:神鋼環境メンテナンス㈱

令和8年度

課長	主幹	課長補佐	係長	主任	検算	設計

国補事業

特環大崎処理区マンホールポンプ遠隔監視通報装置更新工事（大串地区） 仕様書

事業所在地 豊田郡大崎上島町中野
事業主体名 大崎上島町
地 区 名 豊田郡大崎上島町大串

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 56 大崎上島町 00-08. 08. 01 (0)		《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	G 下水道電気設備		
	当世代	前世代	
復興係数区分 前払金支出割合区分 週休補正区分 契約保証区分	00 補正なし 00 補正無し 00 補正なし 01 金銭的保証 (0. 04%)		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

遠隔監視通報装置更新工事（MP形式ポンプ場）

内訳表 頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
遠隔監視通報装置更新工事（MP形式ポンプ					X1000
設備工（機器費）					Y1800G レベル1
電気設備工	1	式			Y28001G レベル2
電気設備工	1	式			Y280011G レベル3
設計技術費対象	1	式			Y28001101G レベル4
遠隔監視通報装置（マンホール形式ポンプ場 クラウド形 LTEパケット通信回線	16	台			F0001 00 労務費含む
＊＊機器費＊＊					
据付（機 器）間接費 計算情報…… 対象額……… 率………					率参照額…… 対象額合計…
＊＊据付工事原価＊＊					

遠隔監視通報装置更新工事（MP形式ポンプ場）

内訳表 頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計技術費 計算情報…… 対象額……… 率………					率参照額…… 対象額合計…
＊ ＊ 工事原価 ＊ ＊					
一般管理费率分額 計算情報…… 対象額……… 率………					前払補正率… 率参照額…… 対象額合計…
契約保証費 計算情報…… 対象額……… 率………					当初請対額 当初対象額
＊ ＊ 一般管理費計 ＊ ＊					
＊ ＊ 工事価格 ＊ ＊					
消費税相当額 計算情報…… 対象額……… 率………					
＊ ＊ 請負工事費 ＊ ＊					

遠隔監視通報装置更新工事（大串ポンプ場） 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
遠隔監視通報装置更新工事（大串ポンプ場）					X2000
設備工（機器費）					Y1800G レベル1
	1	式			
設備工（機器費）					Y1800G レベル1
	1	式			
電気設備工					Y28001G レベル2
	1	式			
電気設備工					Y280011G レベル3
	1	式			
設計技術費対象外					Y28001102G レベル4
遠隔監視通報装置（大串ポンプ場） クラウド形式 LTEパケット通信回線					F0002 00 労務費含む
	1	台			
機器費					
据付（機 器）間接費 計算情報…… 対象額……… 率………					率参照額…… 対象額合計…

遠隔監視通報装置更新工事（大串ポンプ場） 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
＊＊据付工事原価＊＊					
設計技術費 計算情報…… 対象額……… 率……………					率参照額…… 対象額合計…
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分額 計算情報…… 対象額……… 率……………					前払補正率… 率参照額…… 対象額合計…
契約保証費 計算情報…… 対象額……… 率……………					当初請対額 当初対象額
＊＊一般管理費計＊＊					
＊＊工事価格＊＊					
消費税相当額 計算情報…… 対象額……… 率……………					
＊＊請負工事費＊＊					

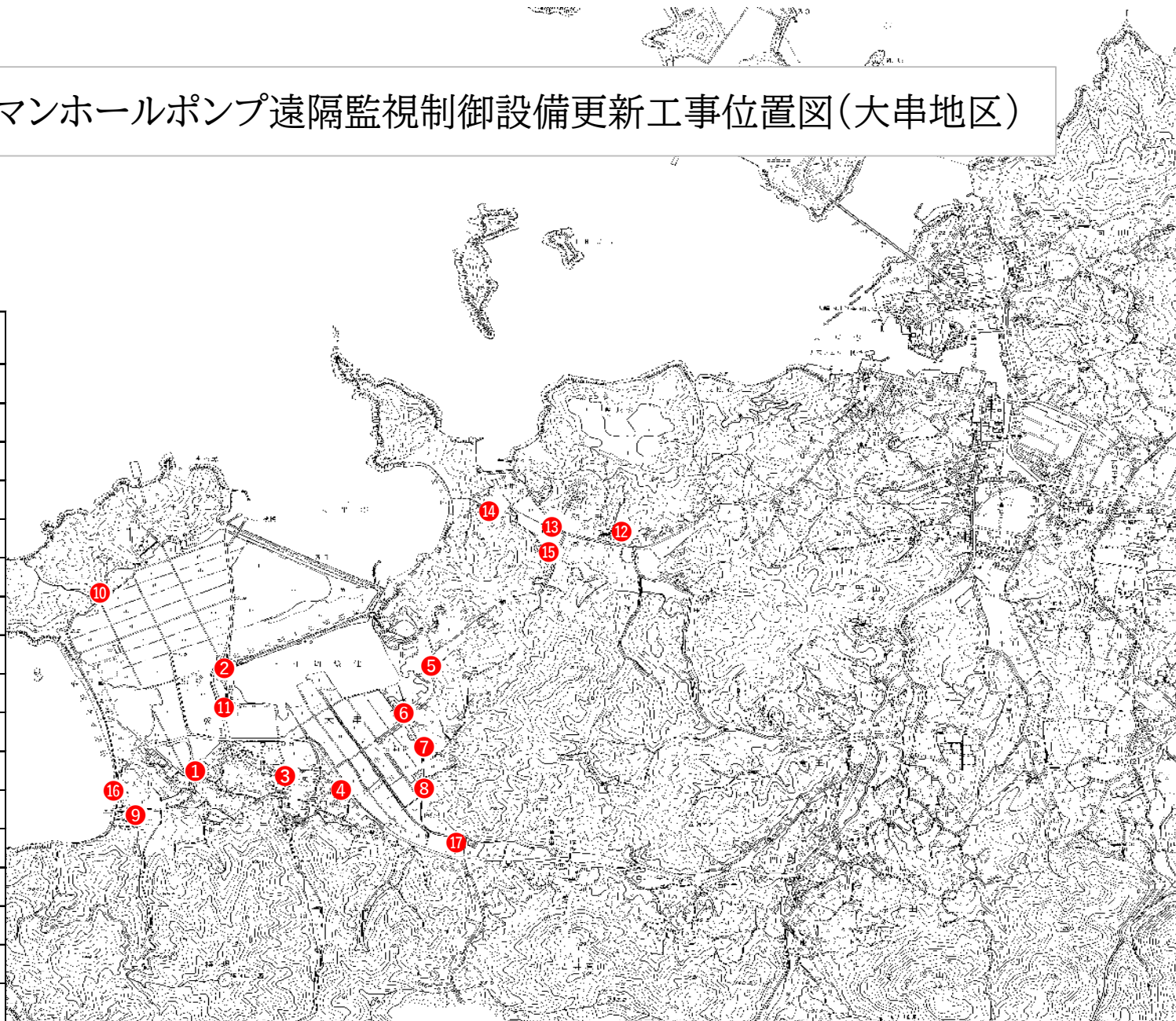
内訳表

頁0 -0006

[illegible]

特環大崎処理区マンホールポンプ遠隔監視制御設備更新工事位置図(大串地区)

番号	マンホール名番号	遠隔監視通報 装置更新箇所
17	大串ポンプ場	○
1	浜谷マンホールポンプ	○
2	入相1号マンホールポンプ	○
3	郷谷マンホールポンプ	○
4	片首マンホールポンプ	○
5	井浜1号マンホールポンプ	○
6	井浜2号マンホールポンプ	○
7	井浜3号マンホールポンプ	○
8	井浜4号マンホールポンプ	○
9	外浜2号マンホールポンプ	○
10	七々見2号マンホールポンプ	○
11	入相2号マンホールポンプ	○
12	瀬井4号マンホールポンプ	○
13	瀬井2号マンホールポンプ	○
14	瀬井1号マンホールポンプ	○
15	瀬井3号マンホールポンプ	○
16	外浜1号マンホールポンプ	○



令和 8 年 度

特環大崎処理区
マンホールポンプ遠隔監視通報装置更新工事(大串地区)

実 施 設 計 図

大 崎 浄 化 セ ン タ ー (MP)

大 崎 上 島 町

図 面 目 録

令和8年度

[illegible]

大崎上島町マンホールポンプ場 位置図
(大串地区)



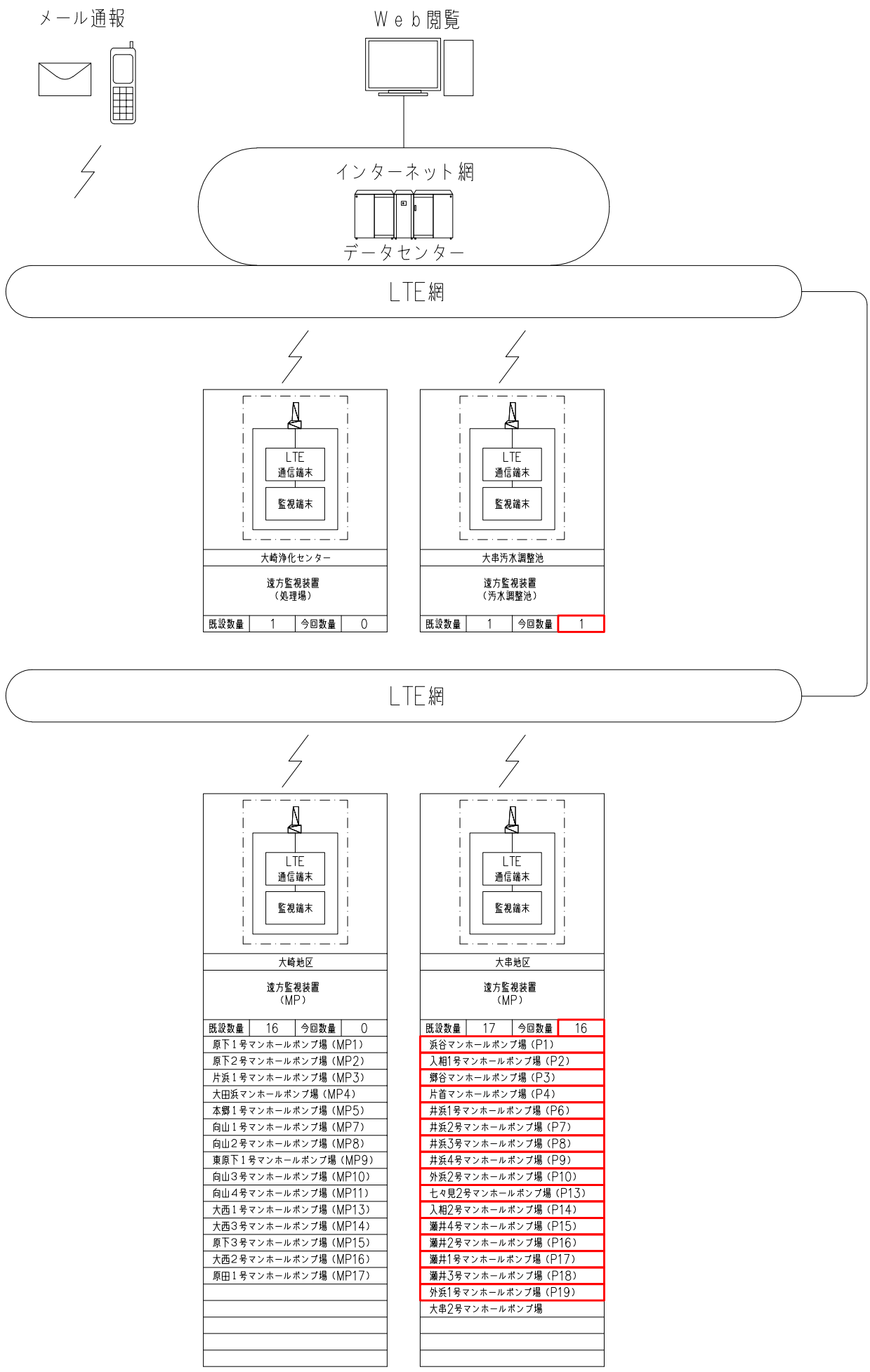
マンホールポンプ場一覧表

番号	名 称
①	浜谷マンホールポンプ場
②	入組1号マンホールポンプ場
③	郷谷マンホールポンプ場
④	片首マンホールポンプ場
⑤	井浜1号マンホールポンプ場
⑥	井浜2号マンホールポンプ場
⑦	井浜3号マンホールポンプ場
⑧	井浜4号マンホールポンプ場
⑨	外浜2号マンホールポンプ場
⑩	七々見2号マンホールポンプ場
⑪	入組2号マンホールポンプ場
⑫	瀬井4号マンホールポンプ場
⑬	瀬井2号マンホールポンプ場
⑭	瀬井1号マンホールポンプ場
⑮	瀬井3号マンホールポンプ場
⑯	外浜1号マンホールポンプ場
⑰	大串2号マンホールポンプ場
⑰	大串2号マンホールポンプ場
⑰	大串2号マンホールポンプ場
P	大串汚水調整池

注 記

1. 図中 は今回箇所を示す。
2. 図中 は今回箇所を示す。

図 面 の 名 称		図面番号
大崎浄化センター(MP) マンホールポンプ場 位置図 NON		共通-1
測 量	令和 年 月 日 終了	
設 計		
製 図	原図	
	複写	
大 崎 上 島 町		



システム構成図

注 記
1. 図中 は今回箇所を示す。

図 面 の 名 称		図面番号
大崎浄化センター（MP） システム構成図【更新】		E-1
測 量		令和 年 月 日 終了
設 計		
製 図	原図	
	複写	
大 崎 上 島 町		